

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この制度に登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）又は戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知する制度です。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認める場合を除きます。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - （1）住民票の写し等の交付年月日
 - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （3）交付請求者の種別なお、交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 4 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合に限りすることができます。
 - （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
 - （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合
- 5 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、別途届出が必要です。
- 6 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。